

治験分担医師としての大学院生の扱いについて

平成16年4月1日

病院長

治験実施における治験分担医師として申請できる者は原則として医員以上の職員（医師、歯科医師）であるが、平成16年4月1日より次の要件を全て満たす大学院生（医師、歯科医師）を申請することもできるものとする。

- 1) 医籍登録後4年以上で、当該科における専門的な臨床経験を2年以上有する者
- 2) 当該講座教授の推薦がある者

但し、平成16年4月1日時点で実施中の治験において、上記の条件を満たさない大学院生で既に協力者として登録されている者については前年度と同じ扱いとする。

以上